

令和8年5月29日

経営管理権集積計画の縦覧について

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

周南市長 藤井律子

1 縦覧期間及び縦覧時間

令和8年5月29日から令和14年3月31日までの間（ただし、周南市の休日を定める条例（平成15年条例第2号）第1条第1項に定める市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

2 経営管理権集積計画の縦覧場所

周南市産業振興部農林整備課 周南市岐山通1-1

周南市公式ウェブサイト <https://www.city.shunan.lg.jp/>

3 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	山林所在及び地番		林班	小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間
集R7-20	周南市大字八代字西松尾	1515	3025	25-0	田	0.1940	令和8年 5月29 日から令 和14年 3月31 日まで
	周南市大字八代字普門坊	11245-2	3026	68-0	保安林	1.6250	
	周南市大字八代字尻高	1388-1	3026	64-1	山林	0.2783	

4 本公告により、周南시에 経営管理権が、森林所有者に 経営管理受益権がそれぞれ設定される。